第3回定例町議会

豪雨被害の町税減免条例を制定

平成19年第3回定例町議会が、9月19日から21日まで開催され、補正予算など7件の議案が原案どおり可決されました。

□行政報告

次の2件について、行政報告がありました。

・一般寄付金について

・商工費指定寄付金について

□各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に954万5，000円を追加し、予算の総額を41億9，384万1，000円としました。

国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出の予算に1，660万5，000円を追加し、予算の総額を9億3，799万円としました。

介護保険事業特別会計は、歳入歳出の予算に1，719万8，000円を追加し、予算の総額を4億7，799万8，000円としました。

□条例の制定

集中豪雨などによる被害者に対する町税を減免するため、「平成19年集中豪雨等による被害者に対する町税の減免に関する条例」が制定されました。

□教育委員会委員の任命

教育委員1名が9月30日で任期満了となることに伴い、飯田洋司氏（穂波）の再任が同意されました。

□教育委員会委員の任命

教育委員1名が9月30日で退任することに伴い、山田日出夫氏（穂波）の任命が同意されました。

□土地の取得

北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算による鉄道用地などの取得について可決されました。

□人権擁護委員の推薦

人権擁護委員の任期満了に伴い、岩城道尚氏（旭町）の推薦が同意されました。

□各会計決算の認定

平成18年度各会計歳入歳出決算は、町議会の決算審査特別委員会に付託されました。

□請願の採択

「品目横断的経営安定対策の見直しと、多用な担い手の育成を求める請願書」が採択されました。

□専決処分の報告

損害賠償の額の決定および和解にかかる専決処分について報告があり、了承されました。

□監査結果報告

財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から報告がありました。

□出納検査結果報告

本年7月11日・8月13日・9月12日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

訓子府町の選挙人名簿 投票区別登録者数

（9月1日現在）

投票区	行政区	今回の有権者数（人） 男	女	計
1	東幸町	207	241	448
	西幸町	153	164	317
	東　町	192	226	418
	元　町	48	55	103
	旭　町	109	121	230
	大　町	60	65	125
	仲　町	21	24	45
	栄　町	77	96	173
	若富町	117	111	228
	若葉町	91	82	173
	計	1,075	1,185	2,260
2	日出町	105	126	231
	穂　波	135	161	296
	柏　丘	85	96	181
	日　出	80	73	153
	大　谷	45	47	92
	福　野	86	88	174
	計	536	591	1,127
3	西　富	68	72	140
	北　栄	59	73	132
	駒　里	38	49	87
	弥　生	47	52	99
	農　試	18	4	22
	高　園	66	78	144
	計	296	328	624
4	末広町	161	196	357
	実　郷	61	50	111
	緑　丘	44	48	92
	協　成	23	26	49
	開　盛	27	22	49
	美　園	1	1	2
	常　盤	19	13	32
	豊　坂	38	37	75
	清　住	79	77	156
	計	453	470	923
合　計		2,360	2,574	4,934

気軽にご相談を

10月17日に一日行政相談

国の行政機関をはじめ、特殊法人（JR・NTT・JTなど）から委任を受けて行っている地方公共団体の業務について、お困りのこと、納得がいかないことなどはありませんか。

例えば

■年金がもらえるのか

■窓口の対応が悪い

■申請書の事務処理が遅い

などです。

行政相談は、皆さんからの苦情や意見・要望などを総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図ります。

相談は無料で、秘密は守られます。なお、電話でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

○**とき**　10月17日㈬ 13時30分～16時30分

○**ところ**　役場相談室1（町民課横）

○**相談員**　吉村ツヤ子さん（行政相談委員）

○**相談・問合せ**　町民課（☎47―2203）

役場1階 窓口1番）

平成18年度町の各会計決算審査

予算の執行 財政運営は適正

平成18年度の訓子府町一般会計・特別会計と公営企業会計（水道会計）について、訓子府町監査委員が8月2日・3日・6日・7日の4日間にわたり決算審査を行いました。

審査の結果と意見（概要）

平成18年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）の決算について内容を慎重に審査した結果、各会計の計数は正確であり、予算の執行および財政運営は適正であると認める。

厳しい財政状況の中、最大の財源である地方交付税も減少傾向にある中で、予算執行について創意工夫により節減対応のあとが認められる。

歳入の根幹の一つである町税の徴収率が微減しており、収入未済額が年々増加傾向にあることから、財源の確保および公平負担の原則堅持の上から最善の徴収努力を望むものである。

また、一部負担金の未収が見られるが、今後の対応に十分な検討が必要であるとともに、公平負担の観点から、不納欠損の扱いには慎重を期すことに配慮すべきである。

なお、財政運営を通じた行政効果を町民に情報公開して、町民の理解の上に立ったまちづくりを望むものである。

また、水道会計については、施設整備などに伴う起債の償還を含めた厳しい財政運営となるが、水道事業は町民のライフラインの重要な一つであり、安心・安全な水供給という使命のため、運営改善を継続し、事業運営に万全を期すことを望むものである。

財政的援助団体を監査

補助金事務は適正に執行

町から各団体に交付した補助金・交付金が適正に運用されたかを確認する財政的援助団体の監査を8月8日、監査委員により実施されました。

本年度は、補助を受けている「福祉サポートきらきら本舗」を対象に関係書類の提出を求め、監査委員が町の担当課長などから聞き取りし、補助金などの執行状況を監査しました。

この監査の結果については、次のとおり町長に提出され、8月8日付で公表されました。

監査の結果

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認める。

（監査委員）

教育 一緒に考えてみませんか -7-

～地域で子どもを育てるとは？～

訓子府町親と子の教育相談員　**飯田　壮一**

子どもは、家庭で、学校で、地域で育つ。しかし、地域で子どもを育てるとはどういうことなのだろうか。

先日、近所のお年寄りと道ばたで草刈りの話をしていた時、その方は「自分の畑近くの歩道は、毎日高校生が自転車で通るから、縁石の脇に草をはやさないように気をつけているんだ」と話していた。見知らぬ高校生に、毎日気持ちよく通学してほしいという思いからだ。私はそれを聞いてはっとした。地域で子どもを育てるということは、まさにこのこと…。

考えてみると、私も家の前にいろいろな花を植えている。わが家の前の道路は小学生の通学路、保育所の散歩コースとなっている。コスモスや朝顔の種をまく時、花の色や時期、背丈は通る子どもの顔を、私は思い浮かべている。

訓子府町の街並みや農道で見られる、見事な鉢の花や花壇も、きれいな環境から心優しい子どもが育つことを願い、行っているに違いない。

「地域で子どもを育てる」ということは、子どもと直接的でなくても、このように自分自身でやれることを何気なくやるところから始まるのかも知れない…。

◆親と子ための教育相談（毎月第2木曜日 14時～18時 公民館）
電話、ファクス、Eメールでも相談できます。
☎ 47-2121 FAX 47-2174 Eメール kanri@town.kunneppu.hokkaido.jp